

An aerial photograph of a city, likely Tokyo, showing a dense cluster of skyscrapers and buildings. The image is overlaid with several large, overlapping red circles that create a dynamic, abstract pattern. The text is centered within the white space created by these circles.

非常通信協議会

非常災害時の人命、財産を確保するために

非常災害時の人命、財産を確保するために

日本は、地理的、気象的条件から地震、津波・高潮、火山噴火、土砂崩れ・洪水、台風、豪雪・雪崩等多くの自然災害が発生し、これまで数多くの尊い命や財産が失われています。

これらの災害が発生した時、人命救助、災害の救援、交通通信の確保、または秩序の維持など、通信の重要性は計り知れません。

日頃、利用できていた公衆回線などにも被害が発生し、通信手段が絶たれてしまうことになると深刻な事態となります。



いつ起こるか判らない災害時の通信の円滑な運用を確保するためには、平常時から非常通信計画の策定、非常通信訓練の実施、非常通信に関する周知・啓発に取り組んでおくことが重要です。

昭和26年7月、当時の総理府電波監理委員会（現在は総務省）が中心となって「非常無線通信協議会」が設立されました。平成7年4月からは、無線だけではなく有線による非常通信も加わり、「非常通信協議会」に名称変更して活動を続けています。

非常通信協議会の組織

非常通信協議会は、非常時に備えた通信計画の作成や通信訓練を実施し、円滑な通信体制を整備すること等を目的としています。

総務省が中心となり、消防庁、内閣府、警察庁、防衛省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、日本放送協会、都道府県、市町村、その他主要な電気通信事業者及び無線局の免許人等、非常通信に関係の深い者によって構成されています。

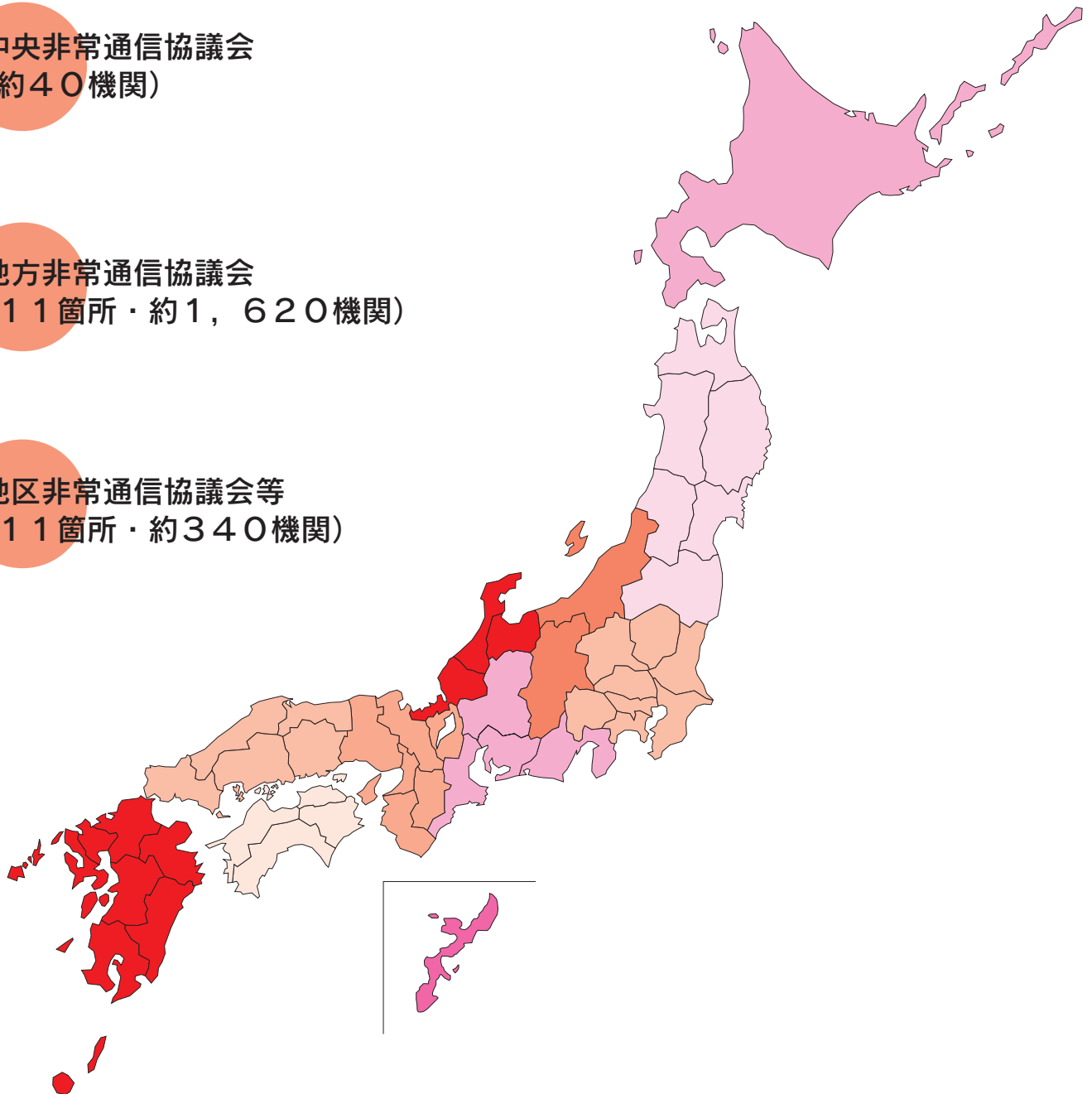
また、中央非常通信協議会、地方非常通信協議会及び地区非常通信協議会等により、約2,000機関の全国的な協力体制で組織されています。

※地方及び地区非常通信協議会の運営は、都道府県等の協力を得て行われています。

中央非常通信協議会
(約40機関)

地方非常通信協議会
(11箇所・約1,620機関)

地区非常通信協議会等
(11箇所・約340機関)

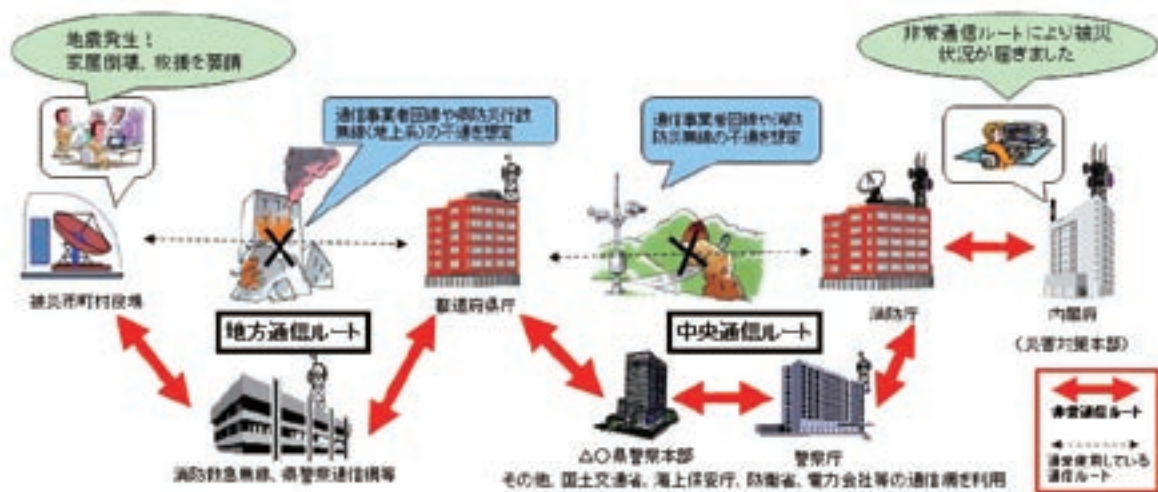


災害時には迅速・的確な

－ 非常時に万全の通信体制を確保するた

1 非常通信計画の策定及び実施

災害による公衆回線の輻輳や被災による自営回線の不通など、通常の通信手段が利用できない場合を想定し、非常時に対応するために地方非常通信協議会及び地区非常通信協議会の協力を得て、全47都道府県において非常通信ルートを作成し、市町村と都道府県の間、都道府県と内閣府の間において円滑に重要な情報の伝達が行えるよう、非常通信計画を策定しています。



2 非常通信の取扱要請

非常時の円滑な通信を確保するため、非常通信協議会構成員に対して非常通信の取扱を要請する体制を規定しています。



情報収集と伝達が重要

め、非常通信協議会は活動していますー

3 非常通信訓練の実施

災害により通常使用している通信手段が被害を受け、情報伝達が円滑に行えない場合を想定し、非常用電源の使用や非常通信協議会構成員の保有する通信手段を活用して被災地と非常災害対策本部等（内閣府等）との間の重要通信を確保するなど、実践的な非常通信訓練を行っています。



4 非常通信体制の総点検

非常時における円滑な通信を確保するため、非常通信協議会ごとに「一斉点検の日」を設定し、無線局の設備、運用体制等について総点検を実施しています。



非常通信協議会の様々な活動

5 講演会等の開催

非常通信の一層の周知・啓発を図ることを目的として、セミナー、講演会、施設見学会などを実施しています。



6 表彰の実施

非常通信の実施及び非常通信協議会の運営に関して特に功績があつた者に対し表彰を実施しています。



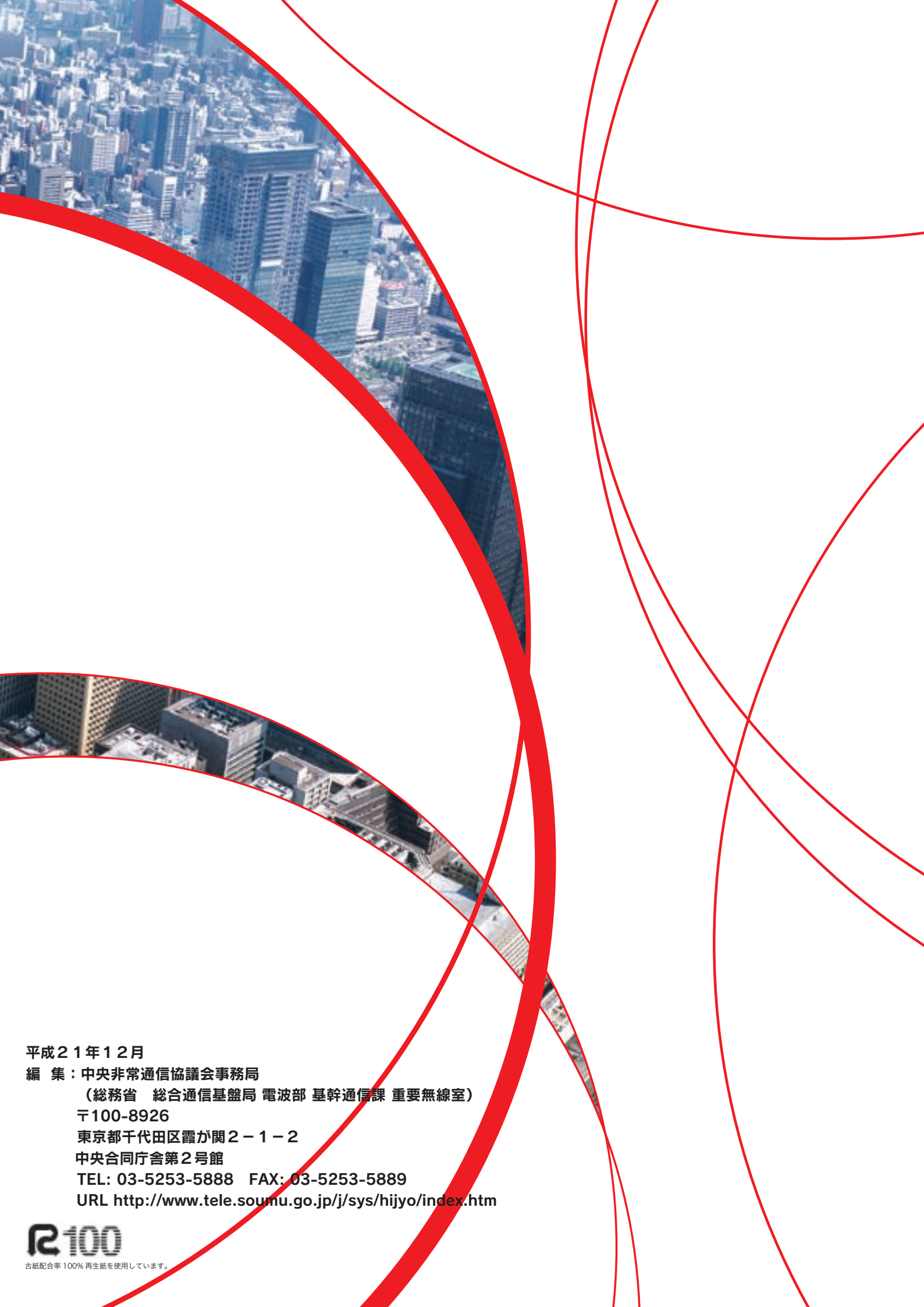
7 非常通信協議会総会の開催

中央非常通信協議会、地方非常通信協議会では、年1回総会を開催し、規約などの改正、活動などの事業計画を議論し、時代のニーズに即応した非常通信体制の運営を行っています。



非常通信協議会連絡先一覧

協議会名	事務局所在地
北海道地方非常通信協議会	北海道総合通信局 無線通信部 陸上課 〒060-8795 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 TEL (011) 709-2311 (内線4651) FAX (011) 709-5541
東北地方非常通信協議会	東北総合通信局 無線通信部 陸上課 〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 TEL (022) 221-2566 FAX (022) 221-0607
関東地方非常通信協議会	関東総合通信局 無線通信部 陸上第二課 〒100-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 22階 TEL (03) 6238-1771 FAX (03) 6238-1789
信越地方非常通信協議会	信越総合通信局 無線通信部 陸上課 〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 TEL (026) 234-9984 FAX (026) 234-9977
北陸地方非常通信協議会	北陸総合通信局 無線通信部 陸上課 〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 TEL (076) 233-4480 FAX (076) 233-4434
東海地方非常通信協議会	東海総合通信局 無線通信部 陸上課 〒461-8795 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 TEL (052) 971-9197 FAX (052) 971-3672
近畿地方非常通信協議会	近畿総合通信局 無線通信部 陸上第二課 〒540-8795 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 TEL (06) 6942-8557 FAX (06) 6942-9014
中国地方非常通信協議会	中国総合通信局 無線通信部 陸上課 〒730-8795 広島県広島市中区東白島町19-36 TEL (082) 222-3367 FAX (082) 502-8082
四国地方非常通信協議会	四国総合通信局 無線通信部 陸上課 〒790-8795 愛媛県松山市宮田町8-5 TEL (089) 936-5066 FAX (089) 936-5008
九州地方非常通信協議会	九州総合通信局 無線通信部 陸上課 〒860-8795 熊本県熊本市二の丸1-4 TEL (096) 326-7853 FAX (096) 326-4377
沖縄地方非常通信協議会	沖縄総合通信事務所 無線通信課 〒900-8795 沖縄県那覇市東町26-29 TEL (098) 865-2306 FAX (098) 865-2321
中央非常通信協議会	総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹通信課 重要無線室 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 TEL (03) 5253-5888 FAX (03) 5253-5889



平成21年12月

編集：中央非常通信協議会事務局

（総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹通信課 重要無線室）

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎第2号館

TEL: 03-5253-5888 FAX: 03-5253-5889

URL <http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/hijyo/index.htm>

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています。